



茨城労働局発表
平成24年3月30日

担 当	職業安定部職業対策課			
	課	長	郡司	隆
	課長補佐	大貫	齊	
	電	話	029(224)6219	

障害者雇用が進んでいない茨城県教育委員会に対して 障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(3ページ参照)では、国および地方公共団体(以下「公的機関」)に、法定雇用率以上の身体障害者または知的障害者の雇用を義務付けており、雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

茨城県教育委員会は、平成20年6月1日現在、教育委員会に義務付けられている雇用率2.0%を達成できていなかったため、平成21年1月に3年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、計画の終期(平成23年12月末日)現在、この採用計画を適正に実施していません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項(3ページ参照)の規定に基づき、茨城県教育委員会に対して、平成24年1月を始期とする2年間の採用計画を適正に実施するよう、3月30日付けで、厚生労働大臣名で勧告を行いました。

※法定雇用率、雇用率達成指導の流れおよび適正実施勧告の基準については2ページを参照

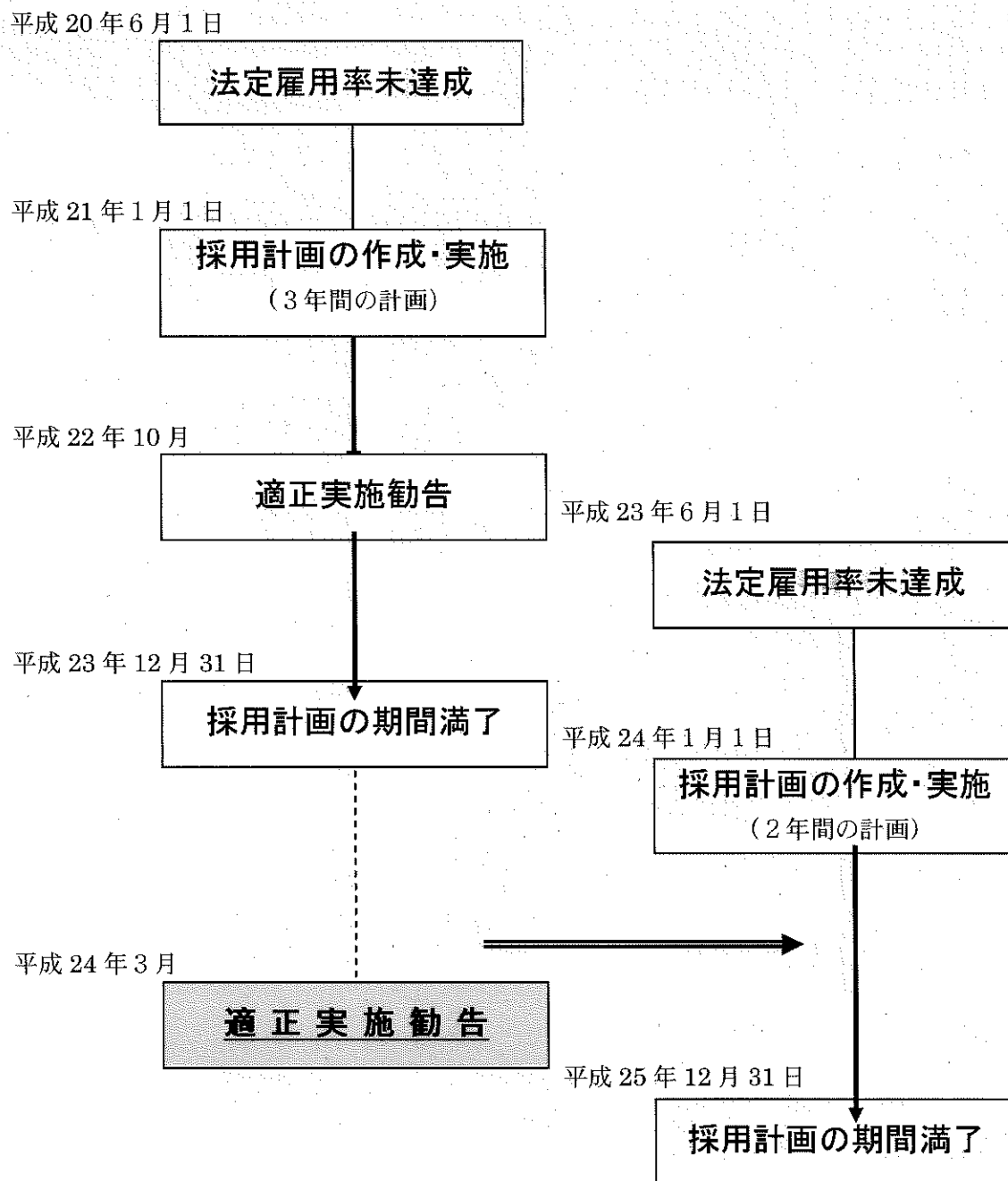
記

茨城県教育委員会の在職及び採用計画実施状況

H23. 12. 31 現在の在職状況				採用計画の実施状況				実施率
算定基礎 職員数	障害者 数	雇用率	不足数	採用予定 (21. 1. 1~23. 12. 31)		採用実績 (23. 12. 31 現在)		
				① 職員数	② うち障 害者数	③ 職員数	④ うち障 害者数	
16,749.0	237.0	1.42	97.0	1,674.0	136.0	1,649.5	48.0	35.8

注) 実施率 = (④/③) ÷ (②/①) × 100 = (48/1,649.5) ÷ (136/1,674) × 100

法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①計画終期における障害者採用計画の実施率が 50%未満であること
- ②計画終期の実雇用率が前年の 6 / 1 現在の実雇用率を上回っていないこと

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第三十九条 （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項 の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。